

議第108号

山形県公安委員会委員の任命について

次の者を山形県公安委員会委員に任命することについて、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により、同意する。

北 村 正 敏

提 案 理 由

山形県公安委員会委員北村正敏は、令和7年7月22日に任期が満了するが、引き続き同人を山形県公安委員会委員に任命するため提案するものである。

議第109号

山形県人事委員会委員の選任について

次の者を山形県人事委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、同意する。

鈴 木 慈

提 案 理 由

山形県人事委員会委員西村仁美は、令和7年7月12日に任期が満了するので、その後任者を選任するため提案するものである。